

○あへん法第三十一条第一項の規定に基づく平成二十二年度における国に納付されるあへんの収納価格

(平成二十一年九月三十日)

(厚生労働省告示第四百二十七号)

あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)第三十一条第一項の規定に基づき、国に納付されるあへんの収納価格を、平成二十二年度においてはあへんに含有されるモルヒネーキログラムにつき二十三万五千六百円と定めたので、同条第二項の規定により告示する。